

主な二国間協議・現地調査の実施事例(平成 25 年度)

対象品目 (検査命令項目等)	二国間協議	現地調査等 実施年月
メキシコ産アボカド (残留農薬)	平成 23 年 3 月から協議開始。平成 25 年 6 月、メキシコ政府における対日輸出アボカドに係る残留農薬管理対策の検証のため現地調査を実施。協議継続中。	平成 25 年 6 月
インド産養殖えび (フラゾリドン)	平成 24 年 11 月から協議開始。フラゾリドンの管理について協議継続中。	—
アルゼンチン産ワイン (ナタマイシン)	平成 25 年 3 月から協議開始。平成 25 年 10 月、アルゼンチン政府においてナタマイシンに係る管理対策が講じられ、適切に改善が図れた旨を確認したことから通常の監視体制とした。	—
タイ産パパイヤ (遺伝子組み換え)	平成 25 年 7 月より協議開始。対応要請中。	
タイ産アスパラガス、おくら、 バナナ、マンゴー、マンゴス チン(残留農薬)	平成 25 年 11 月から協議開始。協議継続中。	
韓国産赤とうがらし (残留農薬)	平成 25 年 11 月から協議開始。平成 26 年 1 月、韓国政府において違反事例に係る残留農薬管理対策が講じられたことから、検査命令を解除。	—
アイルランド産牛肉 (BSE)	平成 25 年 10 月の食品安全委員会による食品健康影響評価に基づき、その範囲内で輸入を解禁するため、アイルランドと協議を行い、対日輸出プログラムの実施準備状況について、現地調査を実施し、平成 25 年 12 月にアイルランド産牛肉の輸入を解禁した。	平成 25 年 11 月
米国産牛肉 (BSE)	平成 24 年 10 月の食品安全委員会による食品健康影響評価に基づき、その範囲内で輸入条件を見直すため、アメリカと協議を行い、平成 25 年 2 月、新たな対日輸出プログラムの遵守を輸出条件として、特定施設からの輸出を再開。対日輸出プログラムの遵守の検証のため、対日輸出認定施設の現地調査を実施。協議継続中。	平成 25 年 12 月

対象品目 (検査命令項目等)	二国間協議	現地調査等 実施年月
デンマーク産チーズ (リステリア菌)	平成 25 年 11 月から協議開始。平成 26 年 3 月、デンマーク政府において衛生管理対策が講じられたことから、検査命令を解除。	平成 26 年 3 月